

奈良市公報

号 外 第 18 号

平成 17 年 8 月 25 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 総 務 課 長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

告 示

○ 一般競争入札の実施	1
○ 結核指定医療機関の指定辞退	2
○ 結核指定医療機関の指定	2
○ 放置自転車等の保管	2
○ 開発行為に関する工事の完了	3
○ 放置自転車等の保管	3
○ 奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示	4
○ 予防接種の実施の一部改正	4
○ 奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱	4
○ 奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	14
○ 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示	20
○ 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示	20
○ 放置自転車等の保管	20
○ 奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	20
○ 放置自転車等の保管	20
○ 奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱の一部を改正する告示	20
○ 奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	28
○ 奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	32
○ 議会臨時会の招集	32
○ 新設の事業計画のある道路の指定	32
○ 放置自転車等の保管	32
○ 放置自転車等の処分	32
○ 不動産登記法等の施行に伴う関係要綱の整備に関する告示	32
○ 道路の位置指定の廃止	33
○ 道路の位置指定	33
○ 奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示	33
○ 放置自転車等の保管	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更（ 4 件 ）	34
○ 開発行為に関する工事の完了（ 2 件 ）	34
○ 放置自転車等の保管	35

○ 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示	35
○ 開発行為に関する工事の完了	40
○ 道路の位置指定	40
○ 放置自転車等の保管	40
○ 生活保護法の規定による施術者の指定	40
○ 平成 17 年度国民健康保険料の保険料率の決定	41
○ 平成 17 年度国民健康保険料の減額の額の決定	41
○ 平成 17 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の要領	41

監 査

○ 監査結果に基づく措置の状況	42
-----------------	----

公 営 企 業

○ 一般競争入札の実施	43
○ 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程	44
○ 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	45

議 会

○ 議会運営委員会の委員の辞任	45
○ 総務水道委員会の委員の選任	45
○ 議会運営委員会の委員の選任	45

告 示

奈良市告示第 308 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 5 月 16 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

河川修繕工事（米谷町地内米谷川）ほか 10 件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1）平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- （2）本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- （3）工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査（以下「経営」という。）の総合評定値

に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 5 月 19日までは入札控室、同月 20日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 5 月 19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、

入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 5 月 20日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 5 月 16日揭示済)

奈良市告示第 309号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 5 月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
ききょうクリニック	奈良市富雄元町三丁目 1 番 13号	平成 17年 4 月 30日

(平成 17年 5 月 16日揭示済)

奈良市告示第 310号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5 月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
ききょうクリニック	奈良市富雄元町三丁目 1 番 13号	平成 17年 5 月 1 日

(平成 17年 5 月 16日揭示済)

奈良市告示第 311号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5 月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成 17 年 5 月 17 日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める
条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定
する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を
除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき
るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく
ださい。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は
無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111 代表
(平成 17 年 5 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 312 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 5 月 17 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 16 年 7 月 1 日 奈良市指令都整開第 04A - 6 号
平成 17 年 3 月 31 日 奈良市指令都整開第 04A - 6 - 1
号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17 年 5 月 17 日 第 928 号
(2) 公共施設 平成 17 年 5 月 17 日 第 397 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町 2123 番地の一部、2126 番地の一部、2326
番地の 1 の一部、2326 番地の 2 の一部、2329 番地、2332
番地の 2 の一部、2336 番地の 1 の一部、2336 番地の 2 の
一部、2343 番地、2344 番地の 1 の一部、2345 番地の 1 の
一部、2345 番地の 2、2346 番地、2350 番地の 2、2350 番
地の 3 の一部、2351 番地の 2 の一部、2354 番地の 1 の一
部、2354 番地の 2 の一部、2354 番地の 7、2354 番地の 8、
2354 番地の 9 の一部、2355 番地、2356 番地の一部、2357
番地、2361 番地の 1 の一部、2362 番地、2363 番地の 1、

2365 番地の一部、2369 番地の 1 及び奈良市東登美ヶ丘五
丁目 2020 番地の 269 の一部

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市北風呂町 24 番地の 1
株式会社 八洲エイジェント 代表取締役 奥田 正
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市押熊町 2123 番地の一部、2326 番地の 1 の一
部、2326 番地の 2 の一部、2329 番地の一部、2332 番地
の 2 の一部、2336 番地の 1 の一部、2336 番地の 2 の一
部、2343 番地の一部、2344 番地の 1 の一部、2345 番地
の 1 の一部、2345 番地の 2、2346 番地の一部、2350 番
地の 3 の一部、2351 番地の 2 の一部、2354 番地の 1 の
一部、2354 番地の 2 の一部、2354 番地の 7 の一部、23
54 番地の 8 の一部、2355 番地の一部、2356 番地の一部、
2357 番地の一部、2361 番地の 1 の一部、2362 番地の一
部、2369 番地の 1 の一部及び奈良市東登美ヶ丘五丁目
2020 番地の 269 の一部
(2) 下水道
奈良市押熊町 2123 番地の一部、2326 番地の 2 の一
部、2329 番地の一部、2332 番地の 2 の一部、2336 番地
の 2 の一部、2345 番地の 1 の一部、2345 番地の 2 の一
部、2346 番地の一部、2351 番地の 2 の一部、2354 番地
の 1 の一部、2354 番地の 2 の一部、2354 番地の 7 の一
部、2354 番地の 8 の一部、2355 番地の一部、2356 番地
の一部、2357 番地の一部
(3) 公園
奈良市押熊町 2354 番地の 1 の一部及び 2369 番地の
1 の一部
(4) 緑地
奈良市押熊町 2354 番地の 1 の一部
(5) 防火水槽
奈良市押熊町 2354 番地の 1 の一部
(6) 調整池
奈良市押熊町 2350 番地の 2 及び 2356 番地の一部
(平成 17 年 5 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 313 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈
良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 5 月 18 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 5 月 18 日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁
止区域

以下省略

(平成 17年 5月 18日揭示済)

奈良市告示第 314号

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市高等学校等進学支度金支給要綱(平成 14年奈良市告示第 379号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 奈良県高等学校等奨学金貸与条例(平成 14年 3月奈良県条例第 49号)に規定する修学支援奨学金の貸与の決定を受けていること。

イ 奈良県高等学校等奨学金貸与条例に規定する育成奨学金の貸与の決定を受けていること。ただし、世

別記第 1 号様式中

貸与決定を受けている奨学金	☐ 奈良県高等学校等奨学金 ☐ 生活福祉資金の修学資金 ☐ 母子・寡婦福祉資金の修学資金	他の地方公共団体からの同様の給付金の有無	(有・無) 有の場合 その名称 ()	を
---------------	---	----------------------	------------------------------	---

貸与決定を受けている奨学金	☐ 奈良県高等学校等奨学金修学支援奨学金 ☐ 奈良県高等学校等奨学金育成奨学金 ☐ 生活福祉資金の修学資金 ☐ 母子・寡婦福祉資金の修学資金	他の地方公共団体からの同様の給付金の有無	(有・無) 有の場合 その名称 ()	に改める。
		生活保護受給の有無	(有・無)	

附 則

この告示は、平成 17年 5月 19日から施行し、この告示による改正後の奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の規定は、平成 17年度予算に係る進学支度金から適用する。

(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 315号

平成 17年奈良市告示第 217号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のよう省略

(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 316号

奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

帯全員の収入額合計が生活保護基準の 1.5倍以内である場合に限る。

ウ 保護者が生活福祉資金貸付制度要綱(平成 2年 8月 14日厚生省社第 398号)に規定する生活福祉資金のうち修学資金の貸与の決定を受けていること。

エ 保護者が母子及び寡婦福祉法(昭和 39年法律第 129号)の規定による母子福祉資金又は寡婦福祉資金のうち修学資金の貸与の決定を受けていること。ただし、世帯全員の収入額合計が生活保護基準の 1.5倍以内である場合に限る。

第 2 条第 3 号中「給付金」の次に「生活保護費として支給される入学準備金を除く。」を加える。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、生活保護費として支給される入学準備金を支給している場合は、その額を控除するものとする。

第 4 条中「6 月 30 日」を「7 月 31 日」に改め、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 2 条第 2 号イ又はエに該当する場合は世帯全員の所得証明書

奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 地域において、子育て中の保護者及びその乳幼児が集まり、相互の交流を通して、子育てに関する学習及び情報交換を行う自主的な子育てサークル(以下「サークル」という。)の活動を支援するため、その活動費について、予算の範囲内で子育てサークル活動費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和 59 年奈良市規則第 23 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象サークル)

第 2 条 補助金の交付を受けることができるサークルは、市内に所在し、次のいずれにも該当するものとする。

(1) サークルの会員(以下「会員」という。)のうち、市内に住所を有し、保育所及び幼稚園に入所又は入園していない乳幼児の保護者である者が 10 人以上であること。

(2) 会員の 3 分の 2 以上が市内に住所を有すること。

- (3) 会費を徴収し、月 1 回以上活動する団体であること。
- (4) 政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を目的としないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業 (以下 「補助対象事業」 という。) は、次に掲げる事業とする。

- (1) 会員が集まり、子育てに関する学習及び情報交換を行う事業
- (2) 会員相互の交流を促進するために行う季節的な行事
- (3) サークルが実施する子育てに関する講演会
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費 (以下 「補助対象経費」 という。) は、補助対象事業を実施するために必要な次の経費とする。

- (1) 報償費 (講師謝金等)
- (2) 旅費
- (3) 需用費 (消耗品費、印刷製本費、書籍購入費等。ただし、食糧費、プレゼント代等を除く。)
- (4) 役務費 (通信運搬費、保険料等)
- (5) 使用料及び賃借料 (会場借上料等)
- (6) 備品購入費
- (7) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、30,000 円を限度とする。ただし、当該補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとするサークルは、規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書 (別記第 1 号様式)
- (2) 会員名簿 (別記第 2 号様式)
- (3) 収支予算書 (別記第 3 号様式)
- (4) 前年度決算書 (別記第 4 号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更承認申請)

第 7 条 補助金の交付決定を受けたサークル (以下 「補助事業者」 という。) は、年度途中において補助対象事業の内容等の変更の承認を受けようとするときは、規則第 11 条に規定する補助事業等変更・中止 (廃止) 承認申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更理由書 (別記第 5 号様式)
- (2) 変更収支予算 (決算) 書 (別記第 6 号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書 (別記第 7 号様式)
- (2) 収支決算書 (別記第 8 号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の概算払等)

第 9 条 市長は補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、予算の範囲内で概算払又は前金払をすることができる。

2 前項の規定により概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金の概算 (又は前金) 払理由書 1 部を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 19 日から施行し、平成 17 年度予算に係る補助金から適用する。

別記
第 1 号様式 (第 6 条関係)

年度 活動計画書

サークル名 _____

予定年月日	事業内容	予定人数	開催予定場所

第 2 号様式 (第 6 条関係)

年度 会員名簿

サークル名 _____

団体名			
所在地		電話番号	
フリガナ			
代表者名			
会員数(保護者)	人		
補助対象会員数(保護者)	人		
1 箇月の活動回数	回		
会員氏名	住 所	子 ども の 名 前 (年 齢)	
1		()	()
2		()	()
3		()	()
4		()	()
5		()	()
6		()	()
7		()	()
8		()	()
9		()	()
10		()	()
11		()	()
12		()	()
13		()	()
14		()	()
15		()	()
16		()	()
17		()	()
18		()	()
19		()	()
20		()	()

第 3 号様式 (第 6 条関係)

年度 収支予算書

サークル名 _____

(収入の部)

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
会 費		
補 助 金		
寄 付 金		
合 計		

(支出の部)

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
講 師 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
書 籍 購 入 費		
お も ち ゃ 代		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
備 品 購 入 費		
食 糧 費		
プ レ ゼ ン ト 代 等		
合 計		
補 助 対 象 経 費		活動費 - -

第4号様式(第6条関係)

前年度決算書

サークル名 _____

(収入の部)

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
会 費		
補 助 金		
寄 付 金		
合 計		

(支出の部)

(単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
講 師 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
書 籍 購 入 費		
お も ち ゃ 代		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
備 品 購 入 費		
食 糧 費		
プ レ ゼ ン ト 代 等		
合 計		
補 助 対 象 経 費		活動費 - -

第 5 号様式 (第 7 条関係)

事業変更理由書

年 月 日

代 表 者	住 所	(〒 -)
	サ ー ク ル 名	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	印
	電 話	()

代 表 者 の 変 更	変 更 前	氏 名	
		住 所	
	変 更 後	氏 名	
		住 所	
	変 更 年 月 日		年 月 日
事 業 中 止 又 は 廃 止 の 事 由	事 由 の 発 生 年 月 日		年 月 日
	事 由		
備 考			

第6号様式(第7条関係)

年度 変更収支予算(決算)書

サークル名 _____

(収入の部)

(単位:円)

項 目	変 更 収 入(予 定)額	当 初 収 入(予 定)額	備 考
会 費			
補 助 金			
寄 付 金			
合 計			

(支出の部)

(単位:円)

項 目	変 更 収 入(予 定)額	当 初 収 入(予 定)額	備 考
講 師 謝 金			
旅 費			
消 耗 品 費			
印 刷 製 本 費			
書 籍 購 入 費			
お も ち ゃ 代			
通 信 運 搬 費			
保 険 料			
会 場 借 上 料			
備 品 購 入 費			
食 糧 費			
プ レ ゼ ン ト 代 等			
合 計			
補 助 対 象 経 費			活動費 - -

第 7 号様式 (第 8 条関係)

年度 活動報告書

サークル名 _____

実施年月日	事業内容	参加人数	開催場所

第8号様式(第8条関係)

年度 収支決算書

サークル名 _____

(収入の部)

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
会 費		
補 助 金		
寄 付 金		
合 計		

(支出の部)

(単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
講 師 謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
書 籍 購 入 費		
お も ち ゃ 代		
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
会 場 借 上 料		
備 品 購 入 費		
食 糧 費		
プ レ ゼ ン ト 代 等		
合 計		
補 助 対 象 経 費		活動費 - -

(平成 17年 5 月 19日 揭示済)

奈良市告示第 317号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5 月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱(平成 7 年奈良市告示第 395号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市長が別に指定する児童養護施設又は乳児院」を「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、かつ児童を適切に保護することができる施設のうちから市長が別に指定する施設」に改める。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

(利用の申請)

第 5 条 短期支援事業を利用しようとする者は、子育て短期支援事業利用(期間延長)申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。短期支援事業の利用期間を延長しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書には、利用期間の延長の場合を除き、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 生活保護世帯にあっては、生活保護証明書
- (2) 当該年度分(4 月から 6 月までの間の利用にあっては、前年度分)の市町村民税の非課税世帯にあっては、当該非課税証明書
- (3) 母子家庭にあっては、児童扶養手当証明書、母子医療証又は戸籍謄本及び住民票の写し
- (4) 父子家庭にあっては、戸籍謄本及び住民票の写し
- (5) 児童の健康状況等が分かる書類

別表(第 9 条関係)

子育て短期支援事業の保護者負担額

1 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 <1 日当たり>

世 帯 区 分	年齢区分	保護者負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭 の市町村民税非課税世帯	2 歳未満児	0円
	2 歳以上児	0円
市町村民税非課税世帯及び母子家庭・ 父子家庭の市町村民税課税世帯	2 歳未満児	1,100円
	2 歳以上児	1,000円
その他の世帯	2 歳未満児	5,350円
	2 歳以上児	2,750円

2 夜間養護等(トワイライト)事業 <1 日当たり>

世 帯 区 分	保護者負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭 の市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税非課税世帯及び母子家庭・ 父子家庭の市町村民税課税世帯	300円

(6) その他市長が必要と認める書類

(利用の決定等)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、施設の長と調整のうえ、短期支援事業の利用の可否を決定し、申請者に対し、子育て短期支援事業利用(期間延長)決定通知書(別記第 2 号様式)又は子育て短期支援事業利用(期間延長)不承認通知書(別記第 3 号様式)を交付するものとする。この場合において、短期支援事業の利用を決定したときは、子育て短期支援事業委託書(別記第 4 号様式)により、施設の長に委託するものとする。

2 市長は、短期支援事業の利用が緊急を要すると認めたときは、前条の申請並びに前項の通知及び委託を口頭、電話等により処理し、事後において所定の手続を行うものとする。

3 短期支援事業を利用する児童の保護者は、短期支援事業の申請事由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出を受理したときは、短期支援事業の利用を解除し、子育て短期支援事業解除通知書(別記第 5 号様式)により、届出者及び施設の長に通知するものとする。

第 7 条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第 8 条中「終了したときは」の次に「、子育て短期支援事業実施報告書(別記第 6 号様式)により」を加える。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

短期支援事業を利用する児童の保護者は、その利用に要する経費の一部として、その所得階層等に応じ、別表の保護者負担額を施設に支払うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

その他の世帯

750 円

別記第 1 号様式中「子育て短期支援事業利用申請書」を「子育て短期支援事業利用（期間延長）申請書」に、「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に、

「

利 用 児 童 の 氏 名		性別	男・女	年齢	歳
---------------	--	----	-----	----	---

を

「

利 用 児 童 の 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
---------------	--	----	-----	------	----------------

に、

「

利 用 期 間	
---------	--

を

「

利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

に

改め、〔 1 ～ 4 の世帯は、状況を確認できる書類を添付してください。〕を削り、「世帯状況を確認できる書類は、次のとおりとする。」を「添付書類（期間の延長の場合を除く。）」に、

〔5〕 その他市長が必要と認める書類」を

〔5〕 児童の健康状況等が分かる書類 に改める。
〔6〕 その他市長が必要と認める書類」

別記第 2 号様式中「子育て短期支援事業利用決定通知書」を「子育て短期支援事業利用（期間延長）決定通知書」に、「決定しました」を「決定（期間延長）しました」に改め、「3 短期支援事業の利用に必要なものは、直接利用施設にお問い合わせください。」を削り、同様式の次に次の 4 様式を加える。

第 3 号様式 (第 6 条関係)

子育て短期支援事業利用 (期間延長) 不承認通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付で申請のありました子育て短期支援事業については、次の理由で利用できませんので通知します。

児 童 名	(年 月 日生)
利 用 申 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
利 用 で き な い 理 由	

第 4 号様式 (第 6 条関係)

子育て短期支援事業委託書

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市子育て短期支援事業実施要綱に基づく短期入所生活援助事業又は夜間養護等事業について、次のとおり委託します。

児 童 の 氏 名		生年月日	年 月 日生	
保 護 者	氏 名	児 童 と の 続 柄		
	住 所			
利 用 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) 年 月 日 ~ 年 月 日 (約 箇月間)		
世 帯 状 況		1 生活保護世帯 (又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯) 2 市町村民税非課税世帯 (又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯) 3 その他の世帯		
負 担 額		奈 良 市	円 / 日 × = 円	
		保 護 者 等	円 / 日 × = 円	

第 5 号様式 (第 6 条関係)

子育て短期支援事業解除通知書

年 月 日

様

奈良市長 印

次の児童に係る奈良市子育て短期支援事業の利用については、次のとおり解除したので通知します。

児 童 名		(年 月 日生)
保 護 者	氏 名	
	住 所	
利 用 予 定 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
利 用 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
解 除 理 由		
備 考		

第 6 号様式 (第 8 条関係)

子育て短期支援事業実施報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

報告者 住 所

施設名

代表者

(電話番号

印

)

奈良市子育て短期支援事業実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

保 護 者	氏 名					
	住 所					
児 童 氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢		
利 用 期 間	予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)				
	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)				
利 用 理 由				解除理由		
保 護 者 負 担 金 徴 収 額						
備 考						

附 則

この告示は、平成 17年 6月 1日から施行する。
(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 318号

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成 16年奈良市告示第 335号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、「国と協議して」を削り、同号を同条第 3 号とする。

附 則

この告示は、平成 17年 5月 19日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱第 3 条の規定は、平成 17年度以後に交付する訓練給付金に係る教育訓練講座について適用する。

(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 319号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱(平成 16年奈良市告示第 336号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「国と協議して」を削る。

附 則

この告示は、平成 17年 5月 19日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱第 3 条の規定は、平成 17年度以後に交付する訓練促進費に係る交付対象資格について適用する。

(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 320号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 5月 19日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 321号

奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5月 19日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域総合整備資金貸付要綱(平成 12年奈良市告示第 60号)の一部を次のように改正する。

第 13条第 5 号中「破産」を「破産手続開始」に改める。附則第 2 項を次のように改める。

(貸付額の特例)

2 平成 17年 5月 19日から平成 18年 3月 31日までの間の第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「6 億円」とあるのは、「7 億円」とする。

附 則

この告示は、平成 17年 5月 19日から施行する。

(平成 17年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 322号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 5月 20日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 5月 20日揭示済)

奈良市告示第 323号

奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱(平成 14年奈良市告示第 260号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「給付」の次に「若しくは特別障害者給付金」を加える。

第 5 条第 2 号中イ及びウを削り、エをイとし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 移動支援に関すること。

通院、公共交通機関等の利用等の援助

第 6 条を次のように改める。

(利用時間帯)

第 6 条 ホームヘルプサービスの利用時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 昼間帯 午前 8 時から午後 6 時まで
- (2) 早朝、夜間帯 午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 10 時まで
- (3) 深夜帯 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

第 9 条第 4 項中 「にんじ」を 「及び派遣回数にんじ」に改める。

第 10 条中 「派遣時間数」の次に 「及び派遣回数」を加える。

第 11 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 移動支援の区分の変更を必要とするとき。

第 11 条第 2 項中 「前項第 2 号」を 「前項第 3 号」に改め、同条第 6 項中 「第 1 項第 2 号」を 「第 1 項第 3 号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 9 条関係)

精神障害者居宅介護等事業費用負担基準

利 用 世 帯 の 階 層 区 分		利 用 者 負 担 額	
		昼間帯及び早朝、夜間帯 (1 時間当たり)	深 夜 帯 (1 回当たり)
A	生活保護法 (昭和 25 年法律第 14 号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0 円	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0 円	0 円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	250 円	200 円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	400 円	350 円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	650 円	550 円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	850 円	700 円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	950 円	750 円

別記第 5 号様式中

「	精神障害を理由とする障害年金 (有 ・ 無 ・ 申請中)				介護保険制度	を
	種類		等級	級	利用 ・ 非利用	
」						
「	精神障害を理由とする障害年金 (有 ・ 無 ・ 申請中)				介護保険制度	に、
	種類		等級	級	利用 ・ 非利用	
	特別障害者給付金 (有 ・ 無 ・ 申請中)					
	番号		等級	級		
」						

改め、「年金たる給付」の次に「若しくは特別障害者給付金」を加える。

別記第6号様式（表面）中

障害年金の種類及びその程度	年金級	特別障害者給付金の番号及びその程度	番号級
---------------	-----	-------------------	-----

改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏 面)

要否決定の有効 期限到来に伴う サービスの見直 し	有効期限	サービス提供者及びサービスの内容						
	年 月 日から 年 月 日まで	サービス提供者： サービス内容： 身体介護 回 / 月 家事援助 回 / 月 移動支援 回 / 月 派遣時間数：1 回 時間 深夜帯派遣回数 回 / 月 (再掲)	市担当課 ㊟					
	年 月 日から 年 月 日まで	サービス提供者： サービス内容： 身体介護 回 / 月 家事援助 回 / 月 移動支援 回 / 月 派遣時間数：1 回 時間 深夜帯派遣回数 回 / 月 (再掲)	市担当課 ㊟					
	年 月 日から 年 月 日まで	サービス提供者： サービス内容： 身体介護 回 / 月 家事援助 回 / 月 移動支援 回 / 月 派遣時間数：1 回 時間 深夜帯派遣回数 回 / 月 (再掲)	市担当課 ㊟					
	年 月 日から 年 月 日まで	サービス提供者： サービス内容： 身体介護 回 / 月 家事援助 回 / 月 移動支援 回 / 月 派遣時間数：1 回 時間 深夜帯派遣回数 回 / 月 (再掲)	市担当課 ㊟					
	年 月 日から 年 月 日まで	サービス提供者： サービス内容： 身体介護 回 / 月 家事援助 回 / 月 移動支援 回 / 月 派遣時間数：1 回 時間 深夜帯派遣回数 回 / 月 (再掲)	市担当課 ㊟					
	年 月 日から 年 月 日まで	サービス提供者： サービス内容： 身体介護 回 / 月 家事援助 回 / 月 移動支援 回 / 月 派遣時間数：1 回 時間 深夜帯派遣回数 回 / 月 (再掲)	市担当課 ㊟					
	移動支援の区分	身体介護を伴う・身体介護を伴わない						
費用負担区分	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ G							
(備 考 欄)								
(注 意 事 項) 1 サービスを受けようとするときは、必ずこの証をサービス提供者の窓口に提示してください。 2 入院等により利用の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市に返してください。 3 この証の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出て、この証の書換えを受けてください。								

別記第 8 号様式中

変 更 事 項	現 行 の 階 層 区 分	変 更 申 出 区 分	を
	階 層	階 層	
	1 時間当たり 円	1 時間当たり 円	

変 更 事 項	現 行 の 階 層 区 分	変 更 申 出 区 分	に
	階 層	階 層	
	昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円	昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円	
	深夜帯 1 回当たり 円	深夜帯 1 回当たり 円	

改める。

別記第 9 号様式及び第 10号様式を次のように改める。

第9号様式(第9条関係)

奈良市精神障害者居宅介護等事業費用決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

ホームヘルパーの派遣に係る 月分費用負担額について、次のとおり決定したので、ホームヘルパー派遣のサービスを提供している事業所等に(同封の納入通知書により市に)納付してください。

対 象 者 氏 名										
費 用 負 担 区 分	階 層	1 時間当たりの費用負担額	円							
		1 回当たりの費用負担額	円							
派 遣 時 間 (回) 数	時 間	内 訳								
	回	内 訳								
費 用 負 担 額	・ 昼間帯及び早朝、夜間帯 <table border="1"> <tr> <td>派 遣 時 間 数</td> <td rowspan="2">×</td> <td>1 時 間 当 た り の 費 用 負 担 額</td> <td rowspan="2">=</td> <td rowspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>時 間</td> <td>円</td> </tr> </table>			派 遣 時 間 数	×	1 時 間 当 た り の 費 用 負 担 額	=	円	時 間	円
	派 遣 時 間 数	×	1 時 間 当 た り の 費 用 負 担 額	=		円				
時 間	円									
	・ 深夜帯 <table border="1"> <tr> <td>派 遣 回 数</td> <td rowspan="2">×</td> <td>1 回 当 た り の 費 用 負 担 額</td> <td rowspan="2">=</td> <td rowspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>回</td> <td>円</td> </tr> </table>			派 遣 回 数	×	1 回 当 た り の 費 用 負 担 額	=	円	回	円
派 遣 回 数	×	1 回 当 た り の 費 用 負 担 額	=	円						
回		円								
納 入 期 限	年 月 日									

第 10 号様式 (第 10 条関係)

奈良市精神障害者居宅介護等事業ホームヘルパー活動記録簿

(年 月 分)

No.		対象者氏名	
日		付	
曜		日	
時 間 帯	開 始 時 間	:	:
	終 了 時 間	:	:
派 遣 時 間	時間	分	
活 動 単 位			
家事に関する こと	調理	提 供 サ ー ビ ス	
	生 活 必 需 品 の 買 物		
	衣 類 の 洗 濯 及 び 補 修		
	住居等の清掃及び室内の整理整頓		
	そ の 他 必 要 な 家 事		
身体介護に 関すること	身体の清潔の保持等の援助	ー	
	そ の 他 必 要 な 身 体 の 介 護		
移動支援 に関する こと	通院、公共交通機関等の利用等 の援助	ビ	
相談助言 に関する こと	生活、身上及び介護に関する相談助言	ス	
	そ の 他 必 要 な 相 談 助 言		
被 派 遣 者 の 確 認 印			
摘 要 欄			

合	身体介護中心業務	:	単位
	(早朝、夜間帯は別掲)	(:)	(単位)
	(深夜帯は別掲)	(:)	(単位)
計	家事援助中心業務	:	単位
	(早朝、夜間帯は別掲)	(:)	(単位)
	(深夜帯は別掲)	(:)	(単位)
	移動支援	:	単位
	(早朝、夜間帯は別掲)	(:)	(単位)
	(深夜帯は別掲)	(:)	(単位)

別記第 11 号様式中

「	4	生計中心者氏名			を
		費用負担区分	階層 (1 時間当たり 円)	階層 (1 時間当たり 円)	

「	4	移動支援の区分			に
	5	生計中心者氏名			
		費用負担区分	階層 (昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円) (深夜帯 1 回当たり 円)	階層 (昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円) (深夜帯 1 回当たり 円)	

改める。

別記第 13 号様式中

「	4	生計中心者氏名			を
		費用負担区分	階層 (1 時間当たり 円)	階層 (1 時間当たり 円)	

「	4	移動支援の区分			に
	5	生計中心者氏名			
		費用負担区分	階層 (昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円) (深夜帯 1 回当たり 円)	階層 (昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円) (深夜帯 1 回当たり 円)	

改める。

別記第 15 号様式中

「	費用負担区分	階層 (1 時間当たり 円)	を

「	費用負担区分	階層 (昼間帯及び早朝、夜間帯 1 時間当たり 円) (深夜帯 1 回当たり 円)	に

改める。

附 則

この告示は、平成 17年 5 月 20日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者居宅介護等事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(平成 17年 5 月 20日揭示済)

奈良市告示第 324号

奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5 月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

「 3 延べヘルパー派遣単位時間数 (見込み)

便 宜 の 内 容 等	家事援助	身体介護
時 間 数		

を

」

「 3 延べヘルパー派遣単位数 (見込み)

便 宜 の 内 容 等	家事援助	身体介護	移動支援
昼間帯及び早朝、 夜間帯 (時間数)			
深夜帯 (回数)			

に

」

改める。

別記第 4 号様式を次のように改める。

奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱 (平成 15年奈良市告示第 74号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中 別表の算定基準により算定した額」を「在宅福祉事業費補助金交付要綱 (平成 4 年 3 月 2 日厚生省発老第 19号厚生事務次官通知) の規定により算出した基準額に相当する額」に改める。

別表を削る。

別記第 1 号様式中

第 4 号様式 (第 6 条 - 第 8 条関係)

補助金算出内訳書

派遣区分		時間単位 又は回数 単位 A	単位 (円) B	金額 (A × B) C	利用者負担 金合計 D	補助金額 (C - D) E
身体介護中心業務	昼間帯					
	早朝、 夜間帯					
	深夜帯					
家事援助中心業務	昼間帯					
	早朝、 夜間帯					
	深夜帯					
移動支援中心業務 (身体介護を伴う)	昼間帯					
	早朝、 夜間帯					
	深夜帯					
移動支援中心業務 (身体介護を伴わない)	昼間帯					
	早朝、 夜間帯					
	深夜帯					
合 計						

総事業費 F	寄付金そ の他の収 入額 G	差引額 (F - G) H	対象支出額 I	基準額 C	選定額 J	利用者等 負担額 D	補助所要額 (J - D) K

(注) J 欄には I 欄の金額と C 欄の金額とを比較して少ない方の額と H 欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

別記第 5 号様式中

「 2 延べヘルパー派遣単位時間数（見込み）

便 宜 の 内 容 等	家事援助	身体介護
時間数（変更前）		
時間数（変更後）		

を

」

「 2 延べヘルパー派遣単位数（見込み）

便 宜 の 内 容 等	家事援助	身体介護	移動支援
変 更 前	昼間帯及び早朝、 夜間帯（時間数）		
	深夜帯 （回数）		
変 更 後	昼間帯及び早朝、 夜間帯（時間数）		
	深夜帯 （回数）		

に

」

改める。

別記第 7 号様式中

「 3 延べヘルパー派遣単位時間数（見込み）

便 宜 の 内 容 等	家事援助	身体介護
時 間 数		

を

」

「 3 延べヘルパー派遣単位数（見込み）

便 宜 の 内 容 等	家事援助	身体介護	移動支援
昼間帯及び早朝、 夜間帯（時間数）			
深夜帯 （回数）			

に

」

改める。

別記第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 9 条関係)

精神障害者ホームヘルパー派遣業務報告書

(あて先) 奈良市長

所在地
法人名
代表者名

年 月分

対象者 氏名	身体介護			家事援助			移動支援			利用者等派遣単位 合计数	
	昼間帯	早朝、 夜間帯	深夜帯	昼間帯	早朝、 夜間帯	深夜帯	昼間帯	早朝、 夜間帯	深夜帯		
	時間	時間	回	時間	時間	回	時間	時間	回	時間	回
計											

附 則

この告示は、平成 17年 5月 20日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱の規定は、平成 17年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 17年 5月 20日揭示済)

奈良市告示第 325号

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17年 5月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(平成 15年奈良市告示第 419号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「別表の算定基準により算定した額」を「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成 10年 6月 15日厚生省障第 194号厚生事務次官通知)の規定により算出した基準額に相当する額」に改める。

別表を削る。

附 則

この告示は、平成 17年 5月 20日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の規定は、平成 17年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 17年 5月 20日揭示済)

奈良市告示第 326号

次に掲げる事件を付議するため、平成 17年 5月 30日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成 17年 5月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

記

- 1 奈良市議会委員会条例の一部改正について
- 2 奈良市議会常任委員会の委員の選任について
- 3 市長専決処分の報告について
- 4 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成 17年 5月 23日揭示済)

奈良市告示第 327号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 5月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 指定年月日
平成 17年 5月 23日
- 2 指定した道路の名称
区画整理事業で施行する道路

- 3 指定した道路の区域
奈良市押熊町 2491番地の 3 他 9 筆(別紙)
- 4 指定した道路の幅員
準幹線道路 12.0m
区画道路 6.0m
- 5 指定した道路の延長
準幹線道路 387.0m
区画道路 219.0m

別紙省略

(平成 17年 5月 23日揭示済)

奈良市告示第 328号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 5月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 5月 23日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 5月 23日揭示済)

奈良市告示第 329号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 5月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 17年 6月 7日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 17年 2月 1日から同月 3日まで、同月 7日から同月 9日まで、同月 15日から同月 17日まで、同月 21日から同月 24日まで及び同月 28日

(平成 17年 5月 23日揭示済)

奈良市告示第 330号

不動産登記法等の施行に伴う関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

不動産登記法等の施行に伴う関係要綱の整備に関する告示

(奈良市私道整備要綱の一部改正)

第 1 条 奈良市私道整備要綱 (平成 7 年奈良市告示第 120 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中 「土地登記簿謄本」を 「登記事項証明書」に改める。

(奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱 (平成 16 年奈良市告示第 426 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号中 「登記簿謄本」を 「登記事項証明書」に改める。

(奈良市産業廃棄物処理指導要綱等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる告示の規定中 「登記簿の謄本」を 「登記事項証明書」に改める。

(1) 奈良市産業廃棄物処理指導要綱 (平成 14 年奈良市告示第 141 号) 第 7 条第 2 項第 4 号

(2) 奈良市一般廃棄物処理指導要綱 (平成 15 年奈良市告示第 514 号) 第 7 条第 2 項第 4 号

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 24 日から施行する。

(平成 17 年 5 月 24 日 掲 示 済)

奈良市告示第 331 号

建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 10 条の規定により公告した建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による次の道路の位置の指定を全部廃止しました。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63 号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市法華寺町 32 番地の 2 の一部及び 32 番地の 3
道路の幅員	最大 4.1m 最小 4.1m
道路の延長	34.80m
廃止年月日	平成 17 年 5 月 24 日
廃止番号	第 16022 号

(平成 17 年 5 月 24 日 掲 示 済)

奈良市告示第 332 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 10 条の規定により公告します。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63 号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市法華寺町 32 番地の 1、32 番地の 2、32 番地の 5、32 番地の 6、32 番地の 7、32 番地の 3、32 番地の 4 の各一部並びに 32 番地の 3 及び 32 番地の 8
道路の幅員	最大 6.13m 最小 6.11m
道路の延長	52.44m
指定年月日	平成 17 年 5 月 24 日
指 定 番 号	第 16023 号

(平成 17 年 5 月 24 日 掲 示 済)

奈良市告示第 333 号

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱 (平成 15 年奈良市告示第 148 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 7 条中 「30 日以内」の次に 「市長が特別の理由があると認めるときは市長の指定する日まで」を加える。

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 24 日から施行する。

(平成 17 年 5 月 24 日 掲 示 済)

奈良市告示第 334 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 5月 24日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 5月 24日揭示済)

奈良市告示第 335号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 11 項の規定により下狭川奥町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市下狭川町 20 9番地	奈良市下狭川町 2156 番地
代表者の氏名及び住所	西田 徳久 奈良市下狭川町 20 9番地	浦野 哲朗 奈良市下狭川町 2156 番地

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 5月 25日揭示済)

奈良市告示第 336号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 11 項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	山本 薫 奈良市敷島町一丁目 163番地の 6	前田 公子 奈良市敷島町一丁目 112番地の 33

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 5月 25日揭示済)

奈良市告示第 337号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 11 項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	久保 弘 奈良市秋篠町 625 番地の 6	森谷 勇 奈良市秋篠町 969番地の 26

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 5月 25日揭示済)

奈良市告示第 338号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 11 項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 5月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	氏原 毅士 奈良市五条西二丁目 12番 10号	訓覇 秋麿 奈良市五条西二丁目 14番 9号

2 変更の年月日

平成 17年 4月 1日

(平成 17年 5月 25日揭示済)

奈良市告示第 339号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 5月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 4月 14日 奈良市指令都整開第 04A- 59号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 5月 25日 第 929号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘二丁目 1984番地の 45

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西登美ヶ丘一丁目 22- 15
下山 公夫
下山 英子
(平成 17 年 5 月 25 日 掲 示 済)

奈良市告示第 340 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の
規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の
とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 5 月 25 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17 年 2 月 16 日 奈良市指令都整開第 04A- 43 号
平成 17 年 4 月 28 日 奈良市指令都整開第 04A- 43- 1
号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17 年 5 月 25 日 第 930 号
 - (2) 公共施設 平成 17 年 5 月 25 日 第 398 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市三松四丁目 924 番地の一部、924 番地先、938 番
地の 4、940 番地の 4、941 番地の 1 及び 942 番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒市東生駒 1 丁目 32 番地
太陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市三松四丁目 924 番地の一部、924 番地先、938
番地の 4 の一部、940 番地の 4、941 番地の 1 の一部
及び 942 番地の 1 の一部
 - (2) 下水道
奈良市三松四丁目 924 番地の一部、924 番地先、938
番地の 4 の一部、940 番地の 4 の一部、941 番地の 1
の一部及び 942 番地の 1 の一部
(平成 17 年 5 月 25 日 掲 示 済)

奈良市告示第 341 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年 奈
良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止
区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保
管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 5 月 26 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 5 月 26 日
- 3 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 5 月 26 日 掲 示 済)

奈良市告示第 342 号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改
正する告示を次のように定める。

平成 17 年 5 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部
を改正する告示

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和 61
年奈良市告示第 133 号）を次のように改正する。

第 2 条中「3 歳児」を「満 3 歳児（満 3 歳に達した幼児
で、翌年度の 4 月を待たずに年度途中から幼稚園に就園し
たものをいう。）、3 歳児」に改める。

第 3 条第 1 項中「6 月 30 日」を「7 月 31 日」に改める。

第 4 条中「2 月 15 日」を「2 月末日」に改める。

第 6 条中「当該幼稚園に備えて置くとともに、当該確認
書を市長に提出する」を「市長に提出するとともに、その
写しを備え置く」に改める。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(第 子用)

(1 枚目)

年度 事業計画書

幼稚園

保 育 料 等 減 免 措 置 階 層 区 分		減免額(円)	補助対象経費 a	人員(人) b	補助金申請額(円) a × b
満 3 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)		円		
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	計				
3 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)				
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	計				
4 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)				
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	計				
5 歳 児	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)				
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	計				
計	市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯 (生活保護世帯を含む。)				
	市 町 村 民 税 所 得 割 非 課 税 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額 円 以 下 の 世 帯				
	計				

年度 事業計画書 (対象率調)

(2枚目)

幼稚園

a 奈良市内在住園 児総数(人) (5/1現在)	b 保育料等減免措置対象児童(人)					b/a 対象率 (%)			
	市町村民税 非課税	所得課税	所得割額 円以下	所得割額 円以下	計	市町村民税 非課税	所得課税	所得割額 円以下	所得割額 円以下
満3歳児									
3歳児									
4歳児									
5歳児									
計									

第 2 号様式 (第 3 条関係)

年度 保育料等減免措置に関する調書

年 月 日 作成

在園幼児の氏名 男・女 満 3 ・ 3 ・ 4 ・ 5 歳児		在園幼稚園名		私 立	
同一世帯から () 人目の就園児		入園年月日 年 月 日			
幼児の属する世帯の状況 (月 日現在)					
フリガナ 氏 名	生年月日 (満年齢)	性 別	続 柄	市 町 村 民 税 課 税 額	
				均 等 割 額	所 得 割 額
	年 月 日 (歳)		幼児本人		
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
	年 月 日 (歳)				
在園幼児の 保護者の住所・氏名	現住所			氏 名	印
年 1 月 1 日現在の住所					
上記の者は当幼稚園の在園児であることを証明いたします。 年 月 日 (あて先) 奈良市長 幼稚園名 園長名 印					

備考： 「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

別記第 5 号様式を次のように改める。
第 5 号様式 (第 5 条関係)

保育料等減免措置明細書

幼稚園

保 育 料 等 減 免 措 置 階 層 区 分		a 補助対象 経 費 (円)	b 補助対象 人 員 (人)	c 補助金申請 額 $a \times b$ (円)	d 補助金交付 決 定 額 (円)	e c と d の内 低い方の額 (円)	不用額 $d - e$ (円)
	市町村民税 非課税 (生活保護世帯 を含む。)						
	市町村民税 所得割非課税						
	市町村民税 所得割課税 円以下						
	市町村民税 所得割課税 円以下						
計							

(注) 補助対象金額 (減免) 別に記入すること。

附 則

この告示は、平成17年5月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。
(平成17年5月30日揭示済)

奈良市告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成17年5月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成16年10月18日 奈良市指令都整開第04A-26号
平成17年4月25日 奈良市指令都整開第04A-26-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成17年5月30日 第931号
(2) 公共施設 平成17年5月30日 第399号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市藤ノ木台二丁目473番地の2、517番地の1、518番地、519番地の1、519番地の5、519番地の12の一部、520番地の1及び5549番地の2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区西中島六丁目2番3号
株式会社 ベース

代表取締役 中井 昌知

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市藤ノ木台二丁目473番地の2、518番地、519番地の1、519番地の5、519番地の12、520番地の1及び5549番地の2の各一部

(2) 公園

奈良市藤ノ木台二丁目473番地の2及び5549番地の2の各一部

(3) 下水道

奈良市藤ノ木台二丁目473番地の2、518番地、519番地の1、519番地の5及び520番地の1の各一部

(4) 調整池

奈良市藤ノ木台二丁目519番地の12、520番地の1及び5549番地の2の各一部

(平成17年5月30日揭示済)

奈良市告示第344号

施 術 者		施 術 所		指 定 年 月 日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
植田 敦至	奈良市南京終町七丁目522-2 サンプラザ南京終506号	うえだ整骨院	奈良市大宮町二丁目3東急ドエルパークビレッジ10号棟	平成17年5月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成17年5月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	生駒市東生駒一丁目32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市二名三丁目1026番地の7及び1028番地の3の各一部
道路の幅員	最大4.50メートル 最小4.41メートル
道路の延長	35.00メートル
指定年月日	平成17年5月30日
指 定 番 号	第16025号

(平成17年5月30日揭示済)

奈良市告示第345号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成17年5月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成17年5月30日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成17年5月30日揭示済)

奈良市告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成17年5月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

			104号	
林 孝治	奈良市大安寺六丁目 11- 25- 105	高畑はやし整骨院	奈良市東紀寺町二丁目 10- 17 フォレスト高畑 101	平成 17 年 5 月 23 日

(平成 17 年 5 月 30 日 掲 示 済)

奈良市告示第 347 号

平成 17 年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 12 条第 3 項及び第 12 条の 11 第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 17 年 5 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 9
- (2) 資産割
固定資産税額（土地及び家屋）の 100 分の 25
- (3) 被保険者均等割
被保険者 1 人につき 21,600 円
- (4) 世帯別平等割
1 世帯につき 21,600 円

2 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 1.5
- (2) 資産割
固定資産税額（土地及び家屋）の 100 分の 1
- (3) 被保険者均等割
被保険者 1 人につき 7,200 円
- (4) 世帯別平等割
1 世帯につき 4,200 円

(平成 17 年 5 月 31 日 掲 示 済)

奈良市告示第 348 号

平成 17 年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 17 年 5 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 72,928	千円 614,334	千円 687,262
	1 雑 入	72,928	614,334	687,262
歳 入 合 計		83,200	614,334	697,534

歳 出

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 条例第 16 条第 1 項第 1 号アに規定する額 12,900 円
- (2) 条例第 16 条第 1 項第 1 号イに規定する額 12,900 円
- (3) 条例第 16 条第 1 項第 2 号アに規定する額 8,640 円
- (4) 条例第 16 条第 1 項第 2 号イに規定する額 8,640 円

2 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第 16 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額 4,320 円
- (2) 条例第 16 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額 2,520 円
- (3) 条例第 16 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額 2,880 円
- (4) 条例第 16 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額 1,680 円

(平成 17 年 5 月 31 日 掲 示 済)

奈良市告示第 349 号

平成 17 年 5 月 31 日 付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17 年 5 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 平成 17 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

2 平成 17 年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
平成 17 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 17 年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 614,334 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 697,534 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 614,334	千円 614,334
	1 繰上充用金	-	614,334	614,334
歳出合計		83,200	614,334	697,534

平成 17年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

平成 17年度奈良市の老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 229,11

2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,176,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 16,935,908	千円 31,327	千円 16,967,235
	1 支払基金交付金	16,935,908	31,327	16,967,235
2 国庫支出金		7,302,289	175,452	7,477,741
	1 国庫負担金	7,291,243	175,452	7,466,695
3 県支出金		1,822,810	22,333	1,845,143
	1 県負担金	1,822,810	22,333	1,845,143
歳入合計		27,947,000	229,112	28,176,112

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 229,112	千円 229,112
	1 繰上充用金	-	229,112	229,112
歳出合計		27,947,000	229,112	28,176,112

（平成 17年 5月 31日揭示済）

監 査

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 252条の 38第 6 項の規定により、平成 15 年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 17年 5月 17日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 土田 敏朗
同 吉田 文彦
奈 財 財 第 15号
平成 17年 5月 2 日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中嶋 肇 様
同 土田 敏朗 様

同 吉田 文彦 様

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 16年 3月 24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 252条の 38第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2 ．奈良市土地開発公社について

【監査結果の要旨】

（2）土地の取得手続（土地開発公社）

公共用地取得依頼契約書について

奈良市および奈良市土地開発公社の間で使用されている公共用地取得依頼契約書には買取予定価額が明示されていない。まだ鑑定を実施していない段階であり、かつ

買取価額には利息などの不確定要素があるため、ある程度の見積もりにならざるを得ないが、財源手当の実現性を検討するためにも、おおよその程度の支出が見込まれるかは明示することが望ましい。

【措置の内容】

平成 17 年度から、買取予定価額を明示するため、公共用地取得依頼契約書の様式を改めました。

【監査結果の要旨】

(3) 会計処理について（土地開発公社）

保有土地の原価計算

(ア) 販売費および一般管理費と土地取得原価との区分について

土地開発公社経理基準要綱第 11 条によれば、「公社の販売および一般管理業務に関して経常的に発生したすべての費用は、販売費および一般管理費に属するものとする」とされており、第 45 条では、「取得原価とは、用地費、補償費、工事費等のほか（中略）取得又は造成に従事する職員の人件費その他の附随費用を含むものとする」とされている。

しかしながら奈良市土地開発公社では、電話料金や銀行手数料などの費用までほぼ全額土地の取得原価に含めている。平成 14 年度に土地の取得原価に含められた金額のうち、その他の諸経費 2,57 千円は販売費および一般管理費として計上しなければならない。

貸借対照表および損益計算書の様式

奈良市土地開発公社の貸借対照表、損益計算書の報告様式および勘定科目は土地開発公社経理基準要綱に定められたものと異なっており、早急に定められた用語、様式および作成方法に修正する必要がある。

【措置の内容】

(ア) 平成 17 年度予算のうち経常的に発生する費用は、販売費及び一般管理費として計上しました。

平成 17 年度の予算を土地開発公社経理基準要綱に定められた様式に改めました。

(平成 17 年 5 月 17 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 23 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 5 月 16 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内柳生町地内（工事の業種、工事

番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17 年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 5 月 20

日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 5 月 26 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17 年 5 月 16 日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 9 号

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17 年 5 月 18 日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程（平成 6 年奈良市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）」を「年次休暇」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1 週間の勤務日が 4 日とされている者については、別表第 2 に定めるところによる。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 14 条関係）

年 度	年 次 休 暇 の 日 数		
初年度	規程の適用を受けることとなった日の属する月（次表において「適用月」という。）	4 月から 9 月まで	10 日
		10 月	6 日
		11 月	5 日
		12 月	4 日
		1 月	3 日
		2 月	2 日
		3 月	1 日
第 2 年度			11 日
第 3 年度			12 日
第 4 年度			14 日
第 5 年度			16 日
第 6 年度			18 日
第 7 年度以降			20 日

備考 この表において「初年度」とは、この規程の適用を受けることとなった日の属する年度をいう。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 14 条関係）

区分	年度	年 次 休 暇 の 日 数		
1 週間の勤務日が 4 日の者	初年度	適用月	4 月から 9 月まで	7 日
			10 月	4 日
			11 月	3 日
			12 月及び 1 月	2 日
			2 月	1 日
			3 月	0 日
	第 2 年度			8 日
	第 3 年度			9 日
	第 4 年度			10 日
	第 5 年度			12 日

	第 6 年 度	13 日
	第 7 年 度 以 降	15 日

備考 この表において「初年度」とは、この規程の適用を受けることとなった日の属する年度をいう。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(平成 17 年 5 月 18 日 掲 示 済)

奈良市水道局告示第 24 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 澤田工務 店	代表取締役 澤田 明弘	奈良市小倉町 564 番地	平成 17 年 5 月 6 日
株式会社 松本組	代表取締役 松本 吉子	奈良県橿原市兵部 町 2 番 2 号	平成 17 年 5 月 17 日

(平成 17 年 5 月 24 日 掲 示 済)

議 会

奈良市議会告示第 2 号

平成 17 年 5 月 23 日、議会運営委員会の内藤智司委員が辞任しました。

平成 17 年 5 月 24 日

奈良市議会議長
岡 本 志 郎
(平成 17 年 5 月 24 日 掲 示 済)

奈良市議会告示第 3 号

本日の議会臨時会において、総務水道委員会の委員に次の者を選任しました。

平成 17 年 5 月 30 日

奈良市議会議長
岡 本 志 郎

東久保 耕 也
北 良 晃

(平成 17 年 5 月 30 日 掲 示 済)

奈良市議会告示第 4 号

本日の議会臨時会において、議会運営委員会の委員に和田晴夫を選任しました。

平成 17 年 5 月 30 日

奈良市議会議長

岡 本 志 郎

(平成 17 年 5 月 30 日 掲 示 済)